

第51回衆議院議員総選挙等に伴う在外投票の実施について（予定）

令和8年1月23日

第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査に伴う在外投票が以下のとおり実施されます。在外選挙人証をお持ちの方は、「在外公館等投票」、「郵便等投票」、「日本国内における投票」のうちいずれかを選択して投票してください。

1 選挙の日程（予定）

- ・ 公示日 : 令和8年1月27日（火）
- ・ 在外公館等投票開始日 : 令和8年1月28日（水）
- ・ 日本国内の投票日 : 令和8年2月8日（日）

2 各投票方法について

在外公館等投票（在ニューヨーク日本国総領事館で投票する場合）

投票期間：令和8年1月28日（水）から2月1日（日）まで（予定）

投票時間：09:30～17:00

投票場所：在ニューヨーク日本国総領事館 18階

299 Park Avenue, 18th Floor, New York, NY 10171

（投票のためにご来館になる場合は来館予約の必要はありません）

投票に必要なもの：（1）在外選挙人証 （2）パスポート等の写真付き身分証明書

※婚姻等により在外選挙人証とパスポート等の名前に相違がある場合は、婚姻証明書等の書類もご持参ください。

《衆議院小選挙区の区割り改定について》

各選挙人が投票する衆議院小選挙区は、在外選挙人証の表面に記載されていますが、令和4年11月に区割り改定が行われたことにより、変更が生じている場合もありますので、あらかじめ登録先の選挙管理委員会のホームページ等で御確認願います。

※在外公館等投票を実施している公館であれば、いずれの在外公館でも投票できます。

実施公館の投票期間・時間については、[外務省ホームページ](#)をご確認ください。

郵便等投票

郵便等投票をされる方は、登録先の市区町村選挙管理委員会委員長に対して投票用紙等を請求の上、投票してください。具体的な手続、日程等の詳細については、[外務省ホームページ](#)を参照いただくとともに、登録先の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

郵便等投票の手続には一定の時間がかかりますので御注意ください。なお、郵便等投票のための投票用紙等の交付を受けた後でも、在外選挙人証を提示し、交付済みの投票用紙等を返還することにより、在外公館等投票に変更することができます。

※ただし、郵便等投票のため、在外選挙人証を郵送し、お手元にない場合は、在外公館投票への変更は出来ませんので、ご注意ください。

日本国内における投票

在外選挙期間中に一時帰国する場合や、帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間（転入届提出後3か月間）は、登録先の市区町村選挙管理委員会が指定した投票所等で、在外選挙人証を提示して投票することができます。詳細については、[外務省ホームページ](#)を参照いただくとともに、登録先の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

3 在外選挙人登録について

在外投票を行うには、事前に在外選挙人登録を行い、在外選挙人証を受領いただく必要があります。詳細については、[当館ホームページ](#)を御参照ください。現在申請中の方、及び、今後申請される方については可能な限り速やかに対応いたしますが、登録に要する期間は個別の申請により異なりますので、ご不明な点等がございましたら、当館または申請された在外公館まで御相談ください。なお、衆議院選挙の公示日から選挙の期日（日本国内の投票日）までの間は、市区町村の選挙管理委員会における在外選挙人登録は行われませんのでご注意ください。

なお、万が一、在外選挙人登録を申請してから2か月以上経っても、何ら連絡が無い場合は、申請された在外公館まで至急ご連絡ください。

4 選挙公報・候補者情報

- ・ 公示後、選挙公報が各選挙管理委員会のホームページに掲載されます。
- ・ 候補者情報については、[総務省ホームページ](#)からご確認ください。